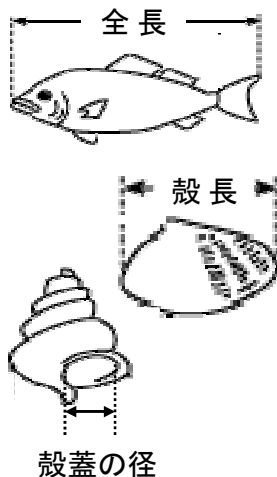


✕ 採捕することができないサイズ

ぶり(もじゃこ)	全長 15cm以下
うなぎ	全長 20cm以下
まだこ	体重 100g以下
あわび	殻長 9cm以下
さざえ	殻蓋の径 2.5cm以下
あさり	殻長 2.5cm以下
はまぐり	殻長 5cm以下
みるくい	殻長 10cm以下
たいらぎ	殻長 20cm以下



✕ 採捕することができない期間

まだい※ (全長12cm以下のもの)	7月1日 から 9月30日 まで
ぼら (全長20cm以下のもの)	4月1日 から 8月31日 まで (淡路島沿海は 4月1日から12月31日まで)
あゆ	1月1日 から 5月25日 まで
いたぼがき	4月1日 から 10月31日 まで
ばか貝	4月1日 から 10月31日 まで
うちむらさき	6月1日 から 10月31日 まで
みるくい	6月1日 から 10月31日 まで
たいらぎ	6月1日 から 10月31日 まで
なまこ	5月1日 から 10月31日 まで

※ 瀬戸内海漁業取締規則による

- ◇地域の自主的な取決め(ルール)がある漁場では、そのルールを守りましょう。
- ◇漁業の邪魔をしない、漁具に近づかない、ゴミは放置しない等のマナーを守りましょう。
- ◇安全対策として、ライフジャケットを着用しましょう。



詳しくは、ホームページ「兵庫の海釣り」ルールとマナー

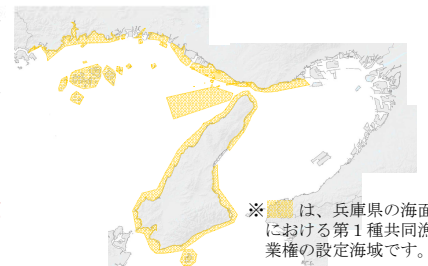
<http://www.hyogo-suigi.jp/Fishing/manners.html> で、ご確認ください。

このリーフレットのお問合せは、兵庫県農政環境部農林水産局水産課 (078-341-7711)

兵庫県の海面で遊漁を行う場合の留意事項

◇漁業調整と資源保護の目的から、兵庫県漁業調整規則等により、遊漁を行う場合、使用できる漁具・漁法(一部、使用制限あり)のほか、水産動植物を採捕することができない区域、サイズ、期間があります。

◇第1種共同漁業権の設定されている海域で第1種共同漁業権の対象となっている水産動植物を採捕することができません。



※ は、兵庫県の海面における第1種共同漁業権の設定海域です。

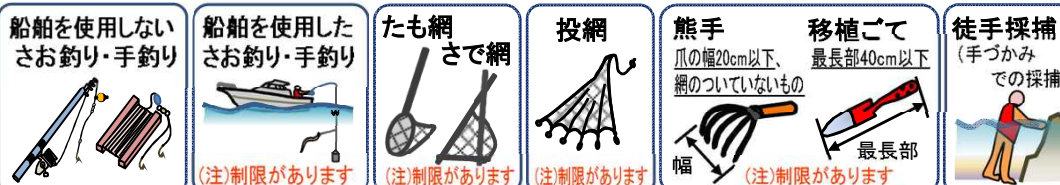
⚠ 第1種共同漁業権の対象となっている水産動植物の主な例



🕒 できる漁具・漁法 (記載以外の漁具・漁法は、できません。)

⚠ 第1種共同漁業権の設定海域で、第1種共同漁業権の対象となっている水産動植物を採捕することはできません。

⚠ (注)の表記があるものは、条件により使用できない場合があります。下の『できない漁具・漁法の主な例』を参照ください。



✕ できない漁具・漁法の主な例



など



魚を保護している区域（採捕することができない区域）

- ◇ 兵庫県漁業調整規則等に基づき、水産資源を末永く利用するため、保護・育成の場として魚を保護したり、漁場の秩序を維持するために保護区域を設定しており、これらの区域内で、水産動植物を採捕することは一切できません。
- ◇ なお、これらの区域内で水産動植物を採捕した場合、漁業関係法令に基づく罰則の適用対象となります。

【 魚を保護している区域の種類 】

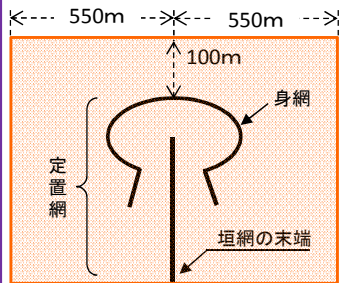
保護水面（赤色の点で示した箇所） ・ ・ ・ 兵庫県漁業調整規則第34条の2に基づく採捕禁止区域

稚魚育成場（黄色の点で示した箇所） ・ ・ ・ 兵庫県漁業調整規則第34条の3に基づく採捕禁止区域

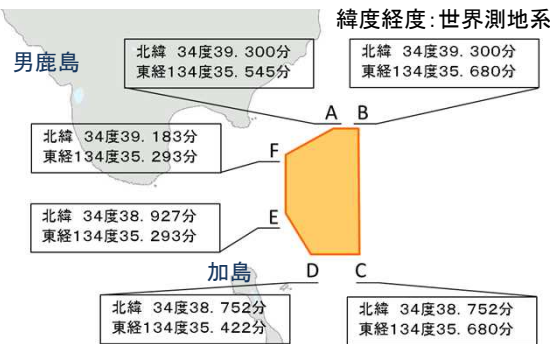
海区漁業調整委員会指示による採捕禁止区域（紫色の点で示した箇所） ・ ・ ・ 漁業法第67条に基づく採捕禁止区域

漁業調整委員会指示による採捕禁止区域 (下図のオレンジ色の区域)

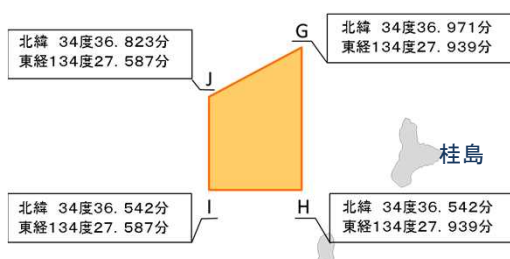
- ① 竹野(田久日)地区
- ② 竹野(宇日)地区
- ③ 香住(鎧)地区
- ④ 香住(余部)地区



漁業調整委員会指示による採捕禁止区域



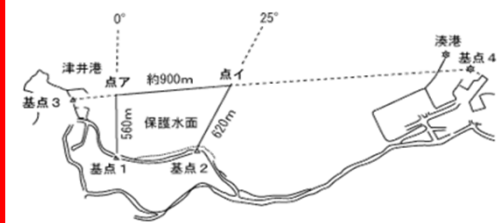
漁業調整委員会指示による採捕禁止区域



五色保護水面



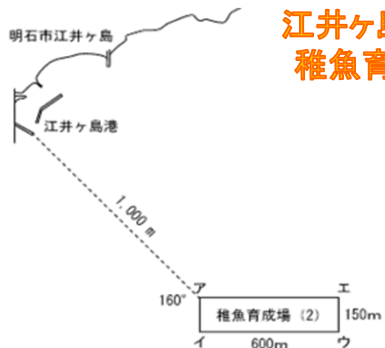
西淡保護水面



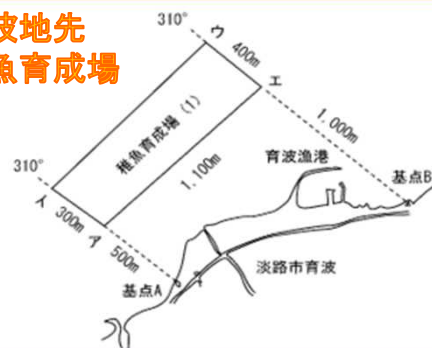
南淡保護水面



江井ヶ島地先 稚魚育成場



育波地先 稚魚育成場



阿那賀志知川地先 稚魚育成場

